

# 労働者の訴え 派遣者の苦悩

## OKIデータに直接雇用を求めると同時に、 労働者の使い捨てに一石を投じるために

### 正社員と

#### 同じように働き

沖データおよび沖データシステムズで就労してきた8年と5か月の間、私は様々な苦難を乗り越えてまいりました。MFP（多機能複合機）開発事業の拡大に伴い、ファームウェア評価部門をゼロから立ち上げるように命じられたり、過半数最大規模のMFPファームウェア開発プロジェクトにおいて、プロジェクトマネージャーの一人として沖データシステムズや関連子会社の正社員、請負業者を含む40数名にもものぼる評価部隊を統括するように命じられたりと、その責務の重さは派遣労働者の範疇を逸脱するものでした。

体的ストレスと重責による精神的ストレスから体を壊したこともありましたし、低賃金で激務をこなさなければならぬ不条理に憤りを覚えたことも何度かありましたが、それでも何とか与えられた責務を全うしてまいりました。

### 員として沖デー

タに戻りたい気持ちに何ら変わりはありません。



### OKIデータ

#### で働きたい

職場に復帰して、今まで培ってきた経験とスキルを存分に発揮し、沖データの真の発展のために全力を尽くす所存です。

### 正社員になれると信じて

このような苦難を乗り越えることができたのも、職場上長からの正社員化を期待させる発言や、沖データに対する強い思い入れがあったからです。正社員になれると信じて、私は沖データに人生を捧げる覚悟で日々の業務に取り組みてまいりました。家族と同じように、沖データに愛情を注ぎ続けてきたつもりでしたが、

雇用止めに遭ってから2カ月が経過した今もなお、正社員として働くことができません。何卒、ご理解・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

11年特別号・11

### 派遣社員TさんのOKIデータ に直接雇用を求める闘い

8年余、OKIのプリンタ関連の業務で働いていたが11年9月10日に契約解除されました。契約業務は専門26業務となっていました。実際の内容は、子会社・請負社員などの教育やプロジェクトマネージメント、時には、残業指示など任せられるなど、正社員と同様な一般業務を行っていました。一般業務の雇用期間の最長は原則1年。最大で3年です。

違法派遣を群馬労働局に申告すると同時に、派遣労働者問題に詳しい電機情報ユニオンに加入し、OKIデータとの交渉も開始した。

### 【電機・情報ユニオン(労組)】

電機・情報産業ではたらく労働者なら一人でも入れる全国組織の労働組合。管理職、派遣社員、契約社員など未組職労働者の切実な要求の実現を目指して、企業の枠を超えて2011年9月18日に結成された。

東京都港区三田3-2-20

03(3445)6006

### 【OKIデータ】ODC

沖電気(資本金440億円・1万6977人)の主力製品の一つプリンタ事業会社。資本金190億円(沖10%)。従業員数約6千人のうち国外が約8割(約20社)を占める。単独では約800人。売上高1250億円。沖電気グループの3割を占める。

2011年 3月

# あすなる

沖電気の職場を明るくする会

東京都港区三田3-2-20 TEL 03-3455-6006

http://oakhp02.chottu.net

人間らしく働く権利を守る

現在も全国で約50件の「違法派遣」の裁判

# 「非正規切り」裁判闘争で派遣先の雇用責任問う

「使い捨て」「雇用調整弁」の例です  
いすゞ自動車  
の無法

08年秋のアメリカ発の金融危機（リーマンショック）で日本の大企業は猛烈な首切りを強行。09年までの1年間で雇用者数は103万人減り、完全失業率は4%から5・1%に跳ね上がりました。その犠牲になったのは「非正規社員」でした。

いすゞは、02年10月に約4300人の正社員を解雇（希望退職）代替に約3000人の偽装請負（派遣を請負と偽る）を製造ラインに入れるなどの違法行為を繰り返している。

法行為を繰り返して来ました。05年10月には偽装請負の労働者を派遣社員にし、06年10月には、派遣社員を期間社員にするなどの手口（雇用延長期間制限のがれ）で就労させていました。

そして、08年11月に、約1400人の期間社員・派遣社員を解雇・派遣切りしました。期間社員の解雇はいったん撤回しましたが、派遣切りは撤回せず、有志が、直接雇用と慰謝料支払いを求めると裁判を起している。

会社名	概要	原告人数	裁判所
NSK(日本精工)	50人の外国人労働者の解雇、不当解雇撤回	3	群馬前橋地裁
ホンダ自動車 栃木製作所真岡工場	勤続11年 雇い止め 正社員の地位確認	1	東京地裁
いすゞ自動車 栃木工場	生産縮小、期間工解雇 正社員の地位確認	7	東京地裁
いすゞ自動車 藤沢工場	08年期間雇い止め 解雇撤回	3	神奈川横浜地裁
日産 及び関連	派遣・期間社員 解雇撤回	5	神奈川横浜地裁
パナソニックエレクトロニクス デバイスジャパン若狭工場	09年不当解雇 地位確認など	1	愛知名古屋高裁
三菱電機 名古屋製作所	09年即日解雇 職場復帰等要求	3	愛知名古屋地裁
ジャトコ 京都	労働局指導無視 不当解雇	11	京都地裁
ダイキン工場 大阪	長期間、契約社員 雇い止め	4	大阪地裁
マツダ 防府工場	09年 派遣切り 正社員地位確認	17	山口地裁
NEC、日本通運 (重層偽装)	不当解雇・未払い賃金 損害賠償(偽装請負)	3	熊本地裁

いすゞ自動車に正規社員化を求めて提訴するJMIU(全日本金属情報機器労働組合)  
いすゞ自動車支部の組合員  
2009年・4月2日  
東京地裁前



許すな！  
不当  
解雇

EU(欧州連合)などと較べても日本の派遣労働は、不安定雇用、正規社員との差別待遇など労働者の保護規定が劣って酷い働かせ方です。「使い捨て」が後を絶ちません。その中で、「働き生きる権利を求める」裁判が今日も、全国で闘われています。

労使は派遣など非正規を含む従業員の雇用・生活・健康を守るのが社会的責任です。